市民管理協定認定申請書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所) 在地及び名称並びに代表者の氏名 電話番号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第19条第1項による認定を受けたいので、下記の とおり申請します。

記

- 1 市民管理協定の名称及び市民管理協定区域の面積
- 2 市民管理協定区域の土地の地番
- 3 市民管理協定の締結年月日

年 月 日

4 市民管理協定の有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

- 5 添付する書類又は図面
 - (1) 協定書の写し
 - (2) 市民管理協定区域の土地の登記事項証明書
 - (3) 市民団体等の登記事項証明書(市民団体等が法人でない社団又は財団である場合は、その代表者又は管理人の住民票の写し)
 - (4) 市民管理協定区域の位置図(縮尺5万分の1以上)
 - (5) 市民管理協定区域の区域図(縮尺5千分の1以上)

市民管理協定認定申請書の作成方法

項目	内 容
年月日	申請書を提出する日を記入する。
住所・氏名・電話番号	(申請者が法人である場合) 住所は、法人の主たる事務所の所在地を、氏名は法人の代表者の氏名を、電話番号は法人の事務所の電話番号を記入する。 (申請者が法人でない社団又は財団 (任意の団体) である場合) 住所は、任意の団体の代表者の住民登録した住所を、氏名はその代表者の 氏名を、電話番号はその代表者の電話番号を記入する。 なお、任意の団体が事務所を有している場合にあっては、電話番号は代表 者の電話番号を記載し、() 書きで事務所の電話番号を記載する。 記載例 電話番号 (000-xxx-ΔΔΔΔΔ(事務所(000-xxx-ΔΔΔΔΔ))
押印	申請書の押印は、不要とする。
市民管理協定の 名称及び市民管理 協定区域の面積	協定書に記載された市民管理協定の名称を記載する。 協定区域の土地の面積について、公簿により確認し記載する。 別紙「地番一覧表」として作成しても差し支えない。
市民管理協定区域の土地の地番	協定区域の土地の全部について、所在(市町村、大字、字、地番)を記載する。 別紙「地番一覧表」として作成しても差し支えない。
市民管理協定の 締結年月日	市民管理協定書に記載された、市民管理協定の締結年月日を記載する。
市民管理協定の 有効期間	市民管理協定書に記載された、市民管理協定の期間を記入する。 (市民管理協定の有効期間は、原則5年以上とする。)
添付する図面又は書類	(1) ~ (5) までの図書に加えて、法人の場合定款又寄付行為、任意の団体の場合は規約又は会則を添付する。 任意の団体の場合は、会員名簿を添付する。
提出部数	提出部数は、原本1部または電子データとする。

認定市民管理協定変更認定申請書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所) 在地及び名称並びに代表者の氏名 電話番号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第20条第1項による変更認定を受けたいので、下 記のとおり申請します。

記

- 1 認定市民管理協定の名称 (変更があつた場合は、変更前の名称を記入)
- 2 認定に係る市民管理協定区域 (変更があつた場合は、変更前の区域を記入)
- 3 変更内容
- 4 市民管理協定の変更締結年月日

年 月 日

5 市民管理協定の変更後の有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

- 6 添付する書類又は図面
 - (1) 協定書の写し
 - (2) 認定に係る市民管理協定区域の土地の登記事項証明書
 - (3) 市民団体等の登記事項証明書(市民団体等が法人でない社団又は財団である場合は、その代表者又は管理人の住民票の写し)
 - (4) 認定に係る市民管理協定区域の土地の位置図(縮尺5万分の1以上)
 - (5) 認定に係る市民管理協定区域の土地の区域図(縮尺5千分の1以上)

認定市民管理協定変更認定申請書の作成方法

項目	内 容
年月日	申請書を提出する日を記入する。
住所・氏名・ 電話 番号	(申請者が法人である場合) 住所は、法人の主たる事務所の所在地を、氏名は法人の代表者の氏名を、電話番号は法人の事務所の電話番号を記入する。 (申請者が法人でない社団又は財団(任意の団体)である場合) 住所は、任意の団体の代表者の住民登録した住所を、氏名はその代表者 の氏名を、電話番号はその代表者の電話番号を記入する。 なお、任意の団体が事務所を有している場合にあっては、電話番号は代表者の電話番号を記載し、()書きで事務所の電話番号を記載する。 記載例 電話番号 000-xxx-ΔΔΔΔ(事務所000-xxx-ΔΔΔΔ)
押印	申請書の押印は、不要とする。
認定市民管理 協定の名称	協定書に記載された市民管理協定の名称を記載する。 (名称を変更する場合は、変更前の名称を記入する)
認定に係る市民 管理協定区域	協定区域の土地の全部について、所在(市町村、大字、字、地番)を記載する。 別紙「地番一覧表」として作成しても差し支えない。 (区域に変更がある場合は、当初の認定申請時に記載した内容を記載する)
変更内容	変更認定申請に係る協定の変更内容を記載する。 (別紙により記載することも可能)
市民管理協定の 締結年月日	変更された市民管理協定書に記載された、市民管理協定の締結年月日を記載する。
市民管理協定の 変更後の有効期間	変更された市民管理協定書に記載された、市民管理協定の期間を記入する。 (市民管理協定の有効期間は、原則5年以上とする。)
添付する図面 又は書類	(1) ~ (5) までの図書に加えて、法人の場合定款又寄付行為、任意の団体の場合は規約又は会則を添付する。 任意の団体の場合は、会員名簿を添付する。
提出部数	提出部数は、原本1部または電子データとする。

認定市民管理協定廃止届出書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

住所 氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所) 在地及び名称並びに代表者の氏名 電話番号

認定市民管理協定を廃止したので、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第21条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 認定市民管理協定の名称及び認定に係る市民管理協定区域の面積
- 2 認定市民管理協定区域の土地の地番
- 3 市民管理協定の認定年月日

年 月 日

4 認定市民管理協定の廃止年月日

年 月 日

5 廃止の事由

認定市民管理協定廃止届の作成方法

項目	内 容
年月日	申請書を提出する日を記入する。
住所・氏名・	(申請者が法人である場合)
電話番号	住所は、法人の主たる事務所の所在地を、氏名は法人の代表者の氏名を、
	電話番号は法人の事務所の電話番号を記入する。
	(申請者が法人でない社団又は財団 (任意の団体) である場合)
	住所は、任意の団体の代表者の住民登録した住所を、氏名はその代表者の
	氏名を、電話番号はその代表者の電話番号を記入する。
	なお、任意の団体が事務所を有している場合にあっては、電話番号は代表
	者の電話番号を記載し、()書きで事務所の電話番号を記載する。
	記載例 電話番号 000-xxx-△△△△(事務所000-xxx-△△△△)
押印	申請書の押印は、不要とする。
市民管理協定	協定書に記載された市民管理協定の名称を記載する。
の名称及び市	協定区域の土地の面積について、公簿により確認し記載する。
民管理協定区	別紙「地番一覧表」として作成しても差し支えない。
域の面積	
市民管理協定	協定区域の土地の全部について、所在(市町村、大字、字、地番)を記載
区域の土地の	する。
地番	別紙「地番一覧表」として作成しても差し支えない。
市民管理協定	認定通知書に記載された認定年月日を記載する。
の認定年月日	
認定市民管理	認定された市民管理協定の廃止年月日を記載する。
協定の廃止年	
月日	
廃止の事由	認定された市民管理協定を廃するに至った理由を記載する。
	別紙により記載することも可能。
提出部数	提出部数は、原本1部または電子データとする。

市民管理協定区域の目的となる土地の登記事項証明書

内 容
の締結に係る土地の全部について登記事項証明書を添付する。 事項証明書は、写しでも差し支えない。

市民管理協定区域の目的となる土地の位置図の作成方法

項	目	内 容
原	図	国土地理院発行の地形図に協定の目的となる土地の位置を明示(朱〇表示) する。 原図は、市町村が発行する管内図でも差し支えない。縮尺は1/50000 以上とする。
縮	尺	図面には縮尺を明記する。 (コピーで縮小拡大しないこと。)
方	位	必ず方位を明示する。

市民管理協定区域の目的となる土地の区域図の作成方法

項	目	内 容
原	K	法務局が保管する地図(通称公図)の複写を原則とする。 (森林計画図の複写でも差し支えない。)
縮	尺	図面には縮尺を明記する。(コピーで縮小拡大しないこと。) 縮尺は、1/5000以上とする。
区域	界	協定区域界は朱線で 地番界は黒線で明示する。
現況表	長示	森林は緑色、農地は茶色、その他は黄色に塗り分ける。
方	位	必ず方位を明示する。

認定市民管理協定活動報告書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

住所 氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所) 在地及び名称並びに代表者の氏名 電話番号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第24条の規定により、下記のとおり認定市民管理 協定に係る活動の報告をします。

記

- 1 認定市民管理協定の名称及び認定年月日
- 2 活動内容

注 活動状況を写した写真を添付すること。

認定市民管理協定活動報告書の作成方法

項目	内 容
年月日	申請書を提出する日を記入する。
住所・氏名・	(申請者が法人である場合)
電話番号	住所は、法人の主たる事務所の所在地を、氏名は法人の代表者の氏名を、
	電話番号は法人の事務所の電話番号を記入する。
	(申請者が法人でない社団又は財団 (任意の団体) である場合)
	住所は、任意の団体の代表者の住民登録した住所を、氏名はその代表者の
	氏名を、電話番号はその代表者の電話番号を記入する。
	なお、任意の団体が事務所を有している場合にあっては、電話番号は代表
	者の電話番号を記載し、()書きで事務所の電話番号を記載する。
	記載例 電話番号 000-xxx-ΔΔΔΔ(事務所000-xxx-ΔΔΔΔ)
押印	申請書の押印は、不要とする。
認定市民管理	協定書に記載された市民管理協定の名称を記載する。
協定の名称及	(名称を変更した場合は、変更後の名称を記入する)
び認定年月日	認定された年月日を記入する。
活動の内容	協定内容に記載された項目ごとに、活動年月日、活動人員、活動区域、作
	業内容等について整理して記載するとともに、活動内容を示した写真を添付
	する。
	(市民団体等の会報誌などで活動の状況がわかる資料があれば、別に添付す
	ること)
提出部数	提出部数は、原本1部または電子データとする。

市民管理協定書の作成方法

項目	内 容
作成要領	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第19条(以下「条例」という。) に基づき認定を受けようとする場合の市民管理協定書(以下「協定」という。) には、次に掲げる事項を定めるものとする。
	【必ず記載する事項】 (1)協定の名称 協定には名称を付し、協定書に記載する。
	(2)協定の目的となる土地の区域 協定の締結に係る全ての土地について、所在地、公簿地目、公簿地積 (㎡)を記載する。別紙にまとめて記載してもよい。
	 (3)協定区域内の緑地の管理の方法に関する事項 ① 使用目的を記載する。 ② 活動の具体的な内容を記載する。 ・当該土地における森林の整備又は景観の整備をするために必要な間伐、保育 ・当該土地における緑地保全のための研修 ・当該土地における自然観察や環境教育 ・その他(具体的に記載)
	(4) 協定区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備が必要な 場合の当該施設の整備に関する事項
	(5)協定の有効期間 協定に係る有効期間を記載する。有効期間は、原則として5年以上と する。
	(6) 知事に対する認定申請に関する事項 条例に基づく県の認定を受けるための申請を行う旨を記載する。
	(7)協定区域内の緑地の管理費用の負担に関する事項
	(8) 協定に違反した場合の措置 違反行為があった場合の定めを記載する。

(9) 禁止する行為

協定における禁止行為があれば記載する。

<例>

- ・当該土地に使用又は収益を目的とする権利を設定すること。
- ・当該土地の形質を変更すること。
- ・当該土地において火気を使用すること。
- ・当該土地に工作物を設置すること。
- ・当該土地に土石・廃棄物又は再生資源のたい積を行うこと。
- ・その他(具体的に記載)
- (10) 市民団体の責任等

事故が発生した場合の措置等について記載する。

(11) 土地の返還

協定期間が満了した場合の土地の返還に関する定めを記載する。

協定書の例

別紙のとおり。

これは参考のため一例として作成したものです。

<協定書例>

○○市民緑地市民管理協定書

土地所有者〇〇〇〇(以下「甲」という。)と〇〇市町村(以下「乙」という。)及び市民団体××××代表者□□□□(以下「丙」という。)は、緑地の保全について、次のとおり協定を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲、乙及び丙は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行しなければならない。

(協定の目的となる土地の区域)

- 第2条 甲は、その所有する次の土地(以下「当該土地」という。)を乙に都市緑地法第 55条の市民緑地(以下「市民緑地」という。)として無償貸与し、乙は丙に当該土地 の管理を委託するものとする。
 - (1) 所在地
 - (2)公簿地目
 - (3) 公簿地積 (m²)
 - (4) 土地の範囲(別図)

(協定区域内の緑地の管理の方法)

- 第3条 丙は、この協定期間中、前条の土地を市民緑地として良好な状態に維持するため 次項に掲げる管理活動に使用するものとする。
 - (1) 当該土地における森林の整備又は景観の整備をするために必要な樹木の枝打ち、下草刈り、間伐、保育、病害虫の防除その他当該緑地を良好な状態に保つために必要な行為
 - (2) 当該土地における緑地保全のための研修
- (3) 当該土地における自然観察や環境教育
- (4) その他(具体的に記載)

(緑地保全のための必要な施設の整備)

- 第4条 当該土地において、別図に示す部分に園路、広場、さく、ベンチ等の施設を設けるものとする。
- 2 前項の施設は、市民緑地を利用する住民の利便のために必要な必要最小限度のものとし、甲、乙及び丙が協議のうえ定めるものとする。

(協定の有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日まで とする。

(本協定に違反した場合の措置)

- 第6条 甲、乙、丙いずれかが本協定に定める事項に違反したときは、相当の期間を定めて本協定を適正に履行すべき旨の申し入れを行うことができるものとする。
- 2 前項の期間の経過にかかわらず、なお違反の状態が継続しているときは、本協定の適 正な履行のために必要な措置を自ら講じ、又は本協定を解除することができるものとす る。

3 前項に掲げる措置に要した費用は、本協定に違反した者が負担するものとする。

(禁止行為)

- 第7条 丙は、甲及び乙の承諾なしに当該土地において、次の各号に掲げる行為をしては ならない。
 - (1) 当該土地に使用又は収益を目的とする権利を設定すること。
 - (2) 当該土地の形質を変更すること。
 - (3) 当該土地において火気を使用すること。
 - (4) 当該土地に工作物を設置すること。
 - (5) 当該土地に土石、廃棄物又は再生資源のたい積を行うこと。
 - (6) その他(具体的に記載)

(市民団体の責任等)

- 第8条 丙の活動中に発生した事故については、丙の責めによるものとする。
- 2 丙の活動に要する経費については、丙が負担するものとする。

(土地の返還)

第9条 協定期間が満了したとき、又は本協定が解除されたときは、甲乙丙が協議し必要な措置を講じた上で、乙及び丙は甲に当該土地を返還しなければならない。

(市民管理協定の認定申請)

- 第10条 本協定締結後、丙は、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第18条により知事 に認定申請を行うものとする。
- 2 前項の認定申請に要する費用は、丙が負担するものとする。

(協議)

第11条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲乙丙 協議の上定めるものとする。

年 月 日

甲 住 所 氏 名 印
 乙 ○○市町村 ○○市町村長 印
 丙 所在地(住所) 名 称 代表者氏名 印

<協定書記載例ーその1>

《土地所有者が1人の場合》

高砂市民緑地市民管理協定書

土地所有者**埼玉緑夫**(以下「甲」という。)と<u>高砂市</u>(以下「乙」という。)及び市民 団体<u>高砂みどりを守る会</u>代表者<u>大森守男</u>(以下「丙」という。)は、緑地の保全について、 次のとおり協定を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲、乙及び丙は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行しなければならない。

(協定の目的となる土地の区域)

- 第2条 甲は、その所有する次の土地(以下「当該土地」という。)を乙に都市緑地法第 55条の市民緑地(以下「市民緑地」という。)として無償貸与し、乙は丙に当該土地 の管理を委託するものとする。
 - (1) 所在地
 - (2) 公簿地目
 - (3) 公簿地積 (m²)
 - (4) 土地の範囲(別図)

<u> 別紙1のとおり</u>

(協定区域内の緑地の管理方法)

- 第3条 丙は、この協定期間中、前項の土地を市民緑地として良好な状態に維持するため 次項に掲げる管理活動に使用するものとする。
 - (1) 当該土地における森林の整備又は景観の整備をするために必要な樹木の枝打ち、下草刈り、間伐、保育、病害虫の防除その他当該緑地を良好な状態に保つために必要な行為
 - (2) 当該土地における緑地保全のための研修
 - (3) 当該土地における自然観察や環境教育
 - (4) その他(具体的に記載)

(緑地保全のための必要な施設の整備)

- 第4条 当該土地において、別図に示す部分に園路、広場、さく、ベンチ等の施設を設けるものとする。
- 2 前項の施設は、市民緑地を利用する住民の利便のために必要な必要最小限度のものとし、甲、乙及び丙が協議のうえ定めるものとする。

(協定の有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、<u>令和3年11月1日</u>から<u>令和8年12月31日</u>までとする。

(本協定に違反した場合の措置)

- 第6条 甲、乙、丙いずれかが本協定に定める事項に違反したときは、相当の期間を定めて本協定を適正に履行すべき旨の申し入れを行うことができるものとする。
- 2 前項の期間の経過にかかわらず、なお違反の状態が継続しているときは、本協定の適 正な履行のために必要な措置を自ら講じ、又は本協定を解除することができるものとす る。
- 3 前項に掲げる措置に要した費用は、本協定に違反した者が負担するものとする。

(禁止行為)

- 第7条 丙は、甲及び乙の承諾なしに当該土地において、次の各号に掲げる行為をしては ならない。
 - (1) 当該土地に使用又は収益を目的とする権利を設定すること。
 - (2) 当該土地の形質を変更すること。
 - (3) 当該土地において火気を使用すること。
 - (4) 当該土地に工作物を設置すること。
 - (5) 当該土地に土石、廃棄物又は再生資源のたい積を行うこと。
 - (6) その他(具体的に記載)

(市民団体の責任等)

- 第8条 丙の活動中に発生した事故については、丙の責めによるものとする。
- 2 丙の活動に要する経費については、丙が負担するものとする。

(土地の返還)

第9条 協定期間が満了したとき、又は本協定が解除されたときは、甲乙丙が協議し必要な措置を講じた上で、乙及び丙は甲に当該土地を返還しなければならない。

(市民管理協定の認定申請)

- 第10条 本協定締結後、丙は、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第18条により知事 に認定申請を行うものとする。
- 2 前項の認定申請に要する費用は、丙が負担するものとする。

(協議)

第11条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲乙丙 協議の上定めるものとする。

令和3年11月1日

- 乙 ○○市町村 <u>高砂市</u>○○市町村長 <u>高砂市長</u> ○○○○ **@・**
- 丙所在地(住所)<u>高砂市緑町33-1</u>名称<u>高砂みどりを守る会</u>代表者氏名代表大森守男

別紙 1

₩ 割 在 刑 6 払 H 16 茶 IJ 迅 榁 뻾 鮰 凪 七 払 嵥 岷 七 0

	各								
公	出								
エージャ 所有権以外の権利者住所氏名	۱ ۱ —								
)権利達	所								
権以外の	任								
L 所有權					$\overline{}$				
\{\bar{2} \rightarrow \rightarrow \limits \rightarrow	権利								
·	+								
1	各	禄夫	緑夫	黎夫	綠				
9 宏	出	埼玉	埼玉	埼玉	奉玉				
主所担									
所有権者住所氏名	所	-2-3	-2-3	-2-3	-2-3				
	111	岸町1.	岸町1.	岸町1.	岸町1.				
Ų U	刊	高砂市岸町1-2-3	高砂市岸町1-2-3	高砂市岸町1-2-3	高砂市岸町1-2-3				
۲ <u>- ا</u>		<u>#</u>			<u> - </u>				
公簿地積	(m^2)	699	1,345	1,005	333	3,252			
←									
	公傳地目	T 本	1 #	1 **	¥	11111111			
<u>-</u>			П	П	П				
A E C E C E	地番	234	235	258	876				
弁	<u></u>	十十	木林	雑木林	角				
严		五	1	-			以下余白	 	
地の	大字	青山台	き山青	十二十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	十二十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十		以下		
+1	市町村	高砂市	高砂市 青山台 雑木林	高砂市	高砂市			 	
	世	恒	画	画	咂				

N Æ p 艸 N 4 無 ₩ 闽 麯 N p 粸 以 Щ 庚 ₩ 型 4 • せ *ع*ل 艸 $\overline{\mathbb{R}}$ 麯 6 * $\vec{\sim}$ 舞 無 形 (世)

 $^{\circ}$ 郑 汩

띬 榁 뻾 鮰 凪 七 払 嵥 岷 七 0 0

画 盂 뻾 鲫

⇔ \mathbb{K} 0 動 汩

土地の所在地		十七八田公安		年度	別 活 動	量	
	梅	チュンカルインジュナー	22年	23年	24年	25年	26年
	234 森林 (雑木]	(雑木15年)	除伐	下草刈り	下草刈り	下草刈り	下草刈り
	235	森林(杉30年)	下草刈り	下草刈り	間伐	下草刈り	下草刈り
	258 森林 (雑木]	(雑木10年)	下草刈り	下草刈り	下草刈り	下草刈り	下草刈り
	876 森林(话宗	(孟宗竹林)	地栫	下草刈り	下草刈り	下草刈り	下草刈り

開間の間の間 66 ± 6 ± 6 月月2月2月 $\circ\circ\circ\circ\circ\circ$ $\langle \ \rangle = \langle \ = \ \rangle$ 0 1 0 0 0 0 0 0 \sim 刈りり 伐草 刈 刈 除下伐草栫草 のの間下地下 期林林のののの 時 木木 林 林 林 林 他

126469

<協定書記載例ーその2 >

《土地所有者が複数の場合》

高砂市民緑地市民管理協定書

土地所有者<u>埼玉緑夫及び平地里也(以下総称して「甲」という。)、高砂市</u>(以下「乙」 という。)及び市民団体<u>高砂みどりを守る会</u>代表者<u>大森守男</u>(以下「丙」という。)は、 緑地の保全について、次のとおり協定を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲、乙及び丙は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行しなければならない。

(協定の目的となる土地の区域)

- 第2条 甲は、その所有する次の土地(以下「当該土地」という。)を乙に都市緑地法第 55条の市民緑地(以下「市民緑地」という。)として無償貸与し、乙は丙に当該土地 の管理を委託するものとする。
 - (1) 所在地
 - (2)公簿地目
 - (3) 公簿地積 (m²)
 - (4)土地の範囲(別図)

<u> 別紙1のとおり</u>

(協定区域内の管理の方法)

- 第3条 丙は、この協定期間中、前項の土地を市民緑地として良好な状態に維持するため 次項に掲げる管理活動に使用するものとする。
 - (1) 当該土地における森林の整備又は景観の整備をするために必要な樹木の枝打ち、下草刈り、間伐、保育、病害虫の防除その他当該緑地を良好な状態に保つために必要な 行為
 - (2) 当該土地における緑地保全のための研修
 - (3) 当該土地における自然観察や環境教育
 - (4) その他(具体的に記載)

<u>別紙2のとおり</u>

(緑地保全のための必要な施設の整備)

- 第4条 当該土地において、別図に示す部分に園路、広場、さく、ベンチ等の施設を設けるものとする。
- 2 前項の施設は、市民緑地を利用する住民の利便のために必要な必要最小限度のものとし、甲、乙及び丙が協議のうえ定めるものとする。

(協定の有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、**令和3年11月1日から令和8年12月31日までとする。**

(本協定に違反した場合の措置)

- 第6条 甲、乙、丙いずれかが本協定に定める事項に違反したときは、相当の期間を定めて本協定を適正に履行すべき旨の申し入れを行うことができるものとする。
- 2 前項の期間の経過にかかわらず、なお違反の状態が継続しているときは、本協定の適 正な履行のために必要な措置を自ら講じ、又は本協定を解除することができるものとす る。
- 3 前項に掲げる措置に要した費用は、本協定に違反した者が負担するものとする。

(禁止行為)

- 第7条 丙は、甲及び乙の承諾なしに当該土地において、次の各号に掲げる行為をしては ならない。
 - (1) 当該土地に使用又は収益を目的とする権利を設定すること。
 - (2) 当該土地の形質を変更すること。
 - (3) 当該土地において火気を使用すること。
 - (4) 当該土地に工作物を設置すること。
 - (5) 当該土地に土石、廃棄物及び再生資源のたい積を行うこと。
 - (6) その他(具体的に記載)

(市民団体の責任等)

- 第8条 丙の活動中に発生した事故については、丙の責めによるものとする。
- 2 丙の活動に要する経費については、丙が負担するものとする。

(土地の返還)

第9条 協定期間が満了したとき、又は本協定が解除されたときは、甲乙丙が協議し必要な措置を講じた上で、乙及び丙は甲に当該土地を返還しなければならない。

(市民管理協定の認定申請)

- 第10条 本協定締結後、丙は、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第18条により知事 に認定申請を行うものとする。
- 2 前項の認定申請に要する費用は、丙が負担するものとする。

(協議)

第11条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲乙丙 協議の上定めるものとする。

令和3年11月1日

甲	住 所 <u>高砂市岸町1-2-3</u> 氏 名 <u>埼玉 緑夫(自筆)</u>	- @
甲	住 所 <i>高砂市川島150</i> 氏 名 <u>平地 里也(自筆)</u>	@
丙	○○市町村 <u>高砂市</u> ○○市町村長 <u>高砂市長 ○○○○</u>	<i>@</i>
丁	所在地(住所) <u>高砂市緑町33-1</u> 名 称 <u>高砂みどりを守る会</u> 代表者氏名 <i>代表 大森守男</i>	='

別紙 1

₩ 払 在 汜 6 払 Н 16 棌 IJ 囝 柱 뻾 鮰 凪 七 割 嵥 此 七 0

71.	1	= 	ፈ	<u>₹</u> -	というなに対して、	ш Н	6	H			かんこせ (ナコじょ	7	
出路の	<u></u> 加住	## H	日を悪く		公傳地項	<u> </u>	公			<u> </u>	霍利有任功	7.7	
市町村 大 字	钋	田 番	ţ 1	I I	(m^2)	住 所	出	农	権利	Ħ	所	出	农
高砂市 青山台 雑木林	雑木林	234	丑	本	569	高砂市岸町1-2-3	埼玉	緑夫					
高砂市 青山台 雑木林	雑木林	235	三	*	1,345	高砂市岸町1-2-3	本出	禁夫					
高砂市 青山台	雑木林	258	I	*	1,005	高砂市岸町1-2-3	埼玉	緑夫					
高砂市 青山台	掛	928	П	*	333	高砂市岸町1-2-3	埼	緑井					
高砂市 青山台	掛	877	크	*	1,025	高砂市川島150	本和	甲					
高砂市 青山台	掛	878	ヨ	*	098	高砂市川島150	出	里台					
					5,137								
以下	以下条白												

N Æ r 艸 10 4 無 ₩ 闽 椞 N p 粸 $\stackrel{\bowtie}{\boxminus}$ Щ 闽 ₩ 型 4 • ば ىد 神 $\overline{\mathbb{R}}$ 麯 6 * $\overrightarrow{2}$ 麯 無 形 (世)

 $^{\circ}$ 筑 別

囝 榁 뻾 鲫 凪 七 厾 燊 岷 七 0 0

画 盂 뻾 鲫

> 綊 \mathbb{K} 0 動 浒

	, r	1	1		Г		
年度別活動計画	26年	下草刈り	下草刈り	除伐	下草刈り	除伐	除伐
	25年	下草刈り	下草刈り	下草刈り	下草刈り	下草刈り	の似事上
	24年	下草刈り	間伐	下草刈り	下草刈り	下草刈り	下草刈り
	23年	下草刈り	下草刈り	下草刈り	下草刈り	下草刈り	下草刈り
	22年	除伐	下草刈り	下草刈り	地桥	下草刈り	下草刈り
	1.250万亿万中	234 森林 (雑木15年)	235 森林 (杉30年)	258 森林 (雑木10年)	876 森林 (孟宗竹林)	877 森林(雑木10年)	878 森林(雑木10年)
粗	老	234	235	258	928	877	878
所 在	孙	高砂市 青山台 雑木林	雑木林	高砂市 青山台 雑木林	掛	掛	拚
土地の所在地	大	青山台	高砂市 青山台 雑木林	青山台	号川亭	青山台	号川皇
41	市町村 大 字	高砂市	高砂市	高砂市	高砂市 青山台	高砂市 青山台	高砂市 青山台

開開の間の間 66月月2月2月 $\circ\circ\circ\circ\circ\circ$ $\langle \ \rangle = \langle \ = \langle \ \rangle$ \sim

当 り り 伐草 刈 刈 除下伐草栫草 のの間下地下

期林林のののの 時木木林林林林 他 施雑雑衫衫竹竹 **K**______ 126450

0 N